

生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会 開催要綱

1. 趣旨

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）については、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）附則第8条において、施行後5年後を目途として施行状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化に伴い、生活困窮者支援においては、支援対象者像の変化や支援ニーズの多様化などの新たな課題が表面化しており、こうした課題に対する制度的な対応も求められている。

こうした状況を踏まえ、社会保障審議会での議論の前段として、今後の生活困窮者自立支援のあり方等について論点整理を行うため、「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」（以下「本検討会」という。）を開催する。

2. 検討事項

法の施行上の課題を中心に、今後の生活困窮者自立支援のあり方等に関して、以下2点に留意して検討を行い、論点の整理を行う。

- ① 平成30年改正の改正事項を中心に、法に基づく各取組の実施状況や課題等を把握・分析した上で、さらなる支援の強化に向けた対応を検討する。
- ② 新型コロナウイルス感染症等の影響を把握・分析し、支援対象者像の変化や支援ニーズの変化などの新たな課題への対応を検討する。

3. 構成等

構成員は、別紙のとおりとする。

4. 検討会の運営

- (1) 本検討会は、社会・援護局長による検討会とし、社会・援護局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会においては、必要に応じ、(1)の構成員以外の学識経験者及び実務経験者等の出席を求めることができる。
- (3) 本検討会の議事については、別に本検討会で申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (4) 本検討会の会議資料及び議事録については、別に本検討会で申し合わせた場合を除き、ホームページにおいて公開する。なお、非公開とする申し合わせを行った場合には、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。
- (5) 本検討会の座長は、参集者の互選により選出し、座長代理は、構成員の中から座長が指名する。
- (6) 本検討会における検討を促進するため、必要に応じて「ワーキンググループ」を開催できるものとする。
- (7) その他、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。
- (8) 本検討会の庶務は社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室において行うものとする。

(別紙)

生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会 構成員名簿

朝比奈 ミカ	市川市生活サポートセンターそら 主任相談支援員
綾 賢治	大阪府福祉部地域福祉推進室 地域福祉課長
池田 昌弘	NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長
大津 和夫	読売新聞東京本社 論説委員
奥田 知志	認定NPO法人抱樸 理事長
勝部 麗子	豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長
菊池 馨実	早稲田大学法学学術院 教授
五石 敬路	大阪市立大学大学院都市経営研究科 准教授
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部 教授
生水 裕美	野洲市市民部 次長
新保 美香	明治学院大学社会学部 教授
立岡 学	一般社団法人パーソナルサポートセンター 業務執行常務理事 NPO法人ワンファミリー仙台 理事長
田辺 智宏	川崎市健康福祉局 生活保護・自立支援室長
西岡 正次	A' ワーク創造館 副館長・就労支援室長
藤村 睦人	高知市健康福祉部 福祉管理課長
宮本 太郎	中央大学法学部 教授
行岡 みち子	グリーンコープ生活協同組合連合会 常務理事・生活再生事業推進室長
渡辺 由美子	特定非営利活動法人キッズドア 理事長

(五十音順・敬称略)